

鳥取県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。

3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。

4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。

2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）（抜粋）

名称	調査審議する事項
鳥取県地域医療対策協議会	医療法第30条の4第2項第5号に規定する救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他必要な医療の確保に関する事項